

2022年2月定例議会 一般質問

<p>件名 1</p>	<p>2025年問題について</p>
	<p>2025年問題という「ことば」が、世間的に知られるようになって、ずいぶん経ちます。そして、あと3年経ちますと、この2025年を迎えることとなります。実際は来年度から、団塊の世代と言われる方々が、順次75歳を迎えることとなります。今回は、この2025年を目前に、犬山市の将来状況について、一般質問をさせていただきます。</p> <p>2025年問題について、既にご承知のこととは思いますが、改めて説明をさせていただきますと、2025年度に団塊の世代と言われる全国で約800万人の方が75歳の後期高齢者となる節目の年を迎え、超高齢社会が訪れることで、社会保障給付の急増など、これにより生じるさまざまな影響のことを言います。課題は、年金・医療・介護・子育て など多岐に亙りますが、要旨①と②で、市全体の現状や将来予測などについてお聞きし、要旨③から⑤で、主に財源確保の観点から、要旨⑥では、高齢者の活躍について、お聞きしたいと思えます。</p>
<p>要旨①</p>	<p>後期高齢人口等と社会保障費の推移と見通しについて</p>
<p>質問</p>	<p>先程、全国で約800万人が後期高齢者となる と申し上げましたが、犬山市ではどうなっているのか。まず、後期高齢者の医療加入状況や、社会保障費のうち、医療と介護の給付費及び生活保護扶助費のこれまでの推移と今後の見通しについて、お聞きします</p>
<p>回答</p>	<p>令和4年1月末における市内の後期高齢者医療加入者は、1 1,917人。平成20年度にこの制度が始まった時には6,952人でしたので、1.7倍に増加したことが分かります。議員ご紹介のとおり、来年度から3年間にわたり、いわゆる「団塊の世代」が、順次75歳到達を迎えます。住民基本台帳上の年齢別集計から見ると、令和4年度中に75歳になる方は、1,320人5年度が1,300人、6年度が1,172人となっており、現在60歳の方が700人ほどしかいないことを考えると、非常に大きな数値といえます。ご質問の給付状況につきましては、国保、後期高齢者医療、介護保険の給付費の合計で申し上げますと、今から5年前の平成28年度が約17.5億円であったものが、令和元年度には、約189億円、14億円、8%の増加となっています。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいのと思われませんが、医療給付費は初めて減少し、約18.6億円でありました。今年度の決算見込みといたしましては、医療給付が令和元年度並みに戻りつつあることから、約190億円を見込んでいます。全体の趨勢としましては、国保加入者が後期高齢者へ移行していることから、国保は微減、後期高齢者は増加、介護保険も増加といった傾向にあり、今後もこの傾向は加速して進むと推測しています。一方、生活保護の扶助費につきましては、令和元年度が総額約6億2千万円で、平成28年度は約5億5千万円であったことから、5年間で7千万円、13%弱の増加となっています。扶助費の中でも、特に医療扶助費が全体の半分以上を占めており、これは、保護世帯全体の9割が、高齢者世帯や傷病障害世帯であるためと考えられます。このため、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響と思われるが、特に医療扶助費が大きく減少したことから、総額約4億9千万円に減少しました。今年度におきましては、医療扶助費が例年並みの伸びに回復したことに伴い、総額5億3千万円ほどになると見込んでいます。今後につきましては、新型コロナ感染症の影響などにより、職を失った高齢者が生活保護受給となると、医療や介護扶助費を筆頭に増加していくと思われま</p>
<p>要旨②</p>	<p>財政状況について</p>
<p>質問</p>	<p>犬山市に於いても、後期高齢者が相当数になることで、様々な影響が生じると考えますが、きちっと、社会保障制度をはじめ、色々な市民生活機能を維持していかなければなりません。要旨2点目として、2025年以降の市のプライマリーバランス(社会保障や公共事業などを提供するための経費と、税収等の収入とのバランス)など、財政状況をどう見ているのか。お尋ねします。</p>
<p>回答</p>	<p>2025年の財政状況の見通しは、昨年8月の全員協議会でシミュレーションをお示ししていますが、先にお認めをいただいた補正予算で市税の上方修正を行うなど、現時点では、シミュレーションより好転していると考えています。お尋ねのプライマリーバランスにつきまして、まずは現状を申し上げますと、過去2年の決算ではいずれも黒字となっています。また、市の予算は、歳入と歳出を同額にするため、決算が確定していない令和3年度以降のプライマリーバランスは、年度中における市債の借り入れと返済との差額となり、令和3年度は、新型コロナの影響により市税が大きく落ち込むことを想定した当初予算としたため、約4億4千万円の赤字でしたが、今回の補正予算により約3千万円の黒字に転じており、令和4年度当初予算でも約8億1千万円の黒字となっています。一方、2025年(令和7年度)のプライマリーバランスは、社会保障費の増大等による一般財源の不足を背景として、南小学校や広域ごみ処理施設、楽田桃花台線の整備など、大きな事業に係る市債を見込んだ結果、約1億円の赤字となる想定です。その後も広域ごみ処理施設や城東小中学校の整備が続き、ある程度は市債を活用していくことを想定しておりますが、社会保障や臨時財政対策債の仕組みが変わらない限り、将来においてもプライマリーバランスの均衡を保った財政運営を続けることが可能と思われま</p>

	<p>なお、プライマリーバランスは、あくまでも基礎的な財政収支という1つの指標であり、財政状況とその健全性は、財政健全化法に基づく判断や、財政調整基金と市債の残高、さらには、必要な市民サービスをタイムリーに実施しているかという点なども合わせ、総合的に判断しなければならないと考えます。その点からすれば、新型コロナや自然災害などの不確定要素があるとはいえ、財源確保や経費節減の成果をあげつつ、ご指摘の超高齢社会への対応をはじめ、学校や子ども未来園など老朽化した施設の更新といった課題を見据え、取り組むべき事業を前倒して手掛けながらも、財政状況の改善に繋げることができており、十分健全であると考えます。近年では、高齢化の進展に限らず、障害者福祉に係る経費も増加し続けており、社会保障費が財政運営上の大きな課題であることは間違いありません。持続可能で健全な財政運営にゴールはありませんので、今が良いからといって気を緩めることなく、引き続き賢い都市経営に努めてまいりたいと考えています。</p>
コメント	<p>2025年のプライマリーバランスは、約1億円の赤字となる想定だが、財政調整基金と市債の残高との関係や、これまで取り組んできた事業により、総合的に判断すれば、財政状況の改善に繋げることができており、健全との見通しであるとお聞きし、安心いたしました。しかしながら、答弁の中で「持続可能で健全な財政運営にゴールはない。」との発言が有りましたように、増加する社会保障費に対応していかなければなりませんので、支出抑制の観点などから、質問を続けたいと思います。</p>
要旨③	医療費の抑制について
質問	<p>社会保障費増大の大きな要因は、医療費の増加ではないかと推測します。こうした課題の一つの対応方法として、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる普及が考えられますが、特に増大していくと思われる後期高齢者の医療費の抑制については、どのように考えていらっしゃるのか。また、現在の取組と将来展望についてお尋ねします。</p>
回答	<p>現在、愛知県後期高齢者医療広域連合では、医療費適正化施策として、議員から紹介がありましたジェネリック医薬品の普及のための勧奨通知の発送のほか、重複・頻回受診の方への保健師の訪問指導などの取り組みを行っています。また、新たな試みとして、各市町村に対して「介護予防と一体となった高齢者への保健事業」を実施していくよう促しています。これを受けて、当市では、制度発足の令和2年度から率先して取り組みを始めており、内容としましては、健診が未受診で、病院にもあまりかかれないことから、診療報酬明細書(いわゆるレセプト)もない「健康状態が不明な高齢者」を抽出し、状態を知るためのアンケートを実施。把握した状況により、保健師が訪問指導を行ったり、必要な医療機関情報をお伝えしたりしています。また、本来ならば、健康啓発などを実施している「高齢者の集いの場」への誘いなども行う予定でありましたが、コロナ禍のため、これまでは思うように進めることができなかったことから、来年度状況が改善すれば、実施してまいります。さらに中長期的には、老化により心身が虚弱ではあるが、適切な介入や支援により改善が見込める状態である「フレイル」と呼ばれる介護予備群の方へ適切なアプローチをしていくことが、医療費の適正化、介護予防の観点から重要と考えております。こうした予防医療につきましては、当市の健康づくり計画である「みんなで進める犬山健康プラン2」の目標である「健康寿命の延伸」など、皆さんのQOL(クオリティ・オブ・ライフ＝生活の質)の維持増進のための大切な事業でもあると認識しています。今後は、経済的な抑制効果もさることながら、市民の皆さんが年齢を重ねても充実した人生を送れ、住み慣れたまちで、最期まで幸福に暮らせるという視点も重視しながら、予防医療や保健事業を展開していく必要があると考えています。</p>
要旨④	介護保険について
質問	<p>介護保険制度は、平成12年からスタートし、財源は、保険料と公費がそれぞれ1/2で、この公費50%のうち県と市が1/4負担ということですので、全体から見ると1/8は、市費となります。高齢者の増加に伴い、何らかの影響があると思います。介護にメリハリをつけ、給付と負担の在り方を考える必要があると言われていました。この見解は、公益財団法人 全国法人会総連合の令和4年度税制改革に関する提言書に掲載されていましたが、「給付と負担の在り方」については、国での議論を待つこととして、要旨4点目で、市として、2025年以降の影響をどう捉え、何か取り組んでいることなどがあれば、お答えください。</p>
回答	<p>当市におきまして、令和3年(2022年)3月末介護認定率は15.5%で、団塊の世代が後期高齢者になる令和7年(2025年)には、18.6%に達すると見込んでいます。また、当市の令和3年(2022年)1月～12月の介護認定状況を分析したところ、原因疾患として「脳血管疾患」、「骨折・転倒」をおさえ「認知症」が一番多い結果となり、高齢化の進む中で更に認知症の方が増えることが予想され、どう認知症高齢者に対応していくのが課題となっています。以前より、認知症サポーター養成講座、見守りシール交付、循環高齢者情報提供サービス、認知症に関するガイドブック作成などに取り組んできましたが、令和元年6月18日「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する国の「認知症施策推進大綱」をうけ、令和3年2月には「犬山市の認知症の現状と予防について」を題目としたタウンミーティングを実施し、今年度からは新たに認知症個人賠償責任保険の団体加入を取り入れてきました。来年度につきましては、施政方針にもありますように、</p>

認知症本人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み(チームオレンジ)の構築を推進するとともに、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられ、より身近なところで認知症の相談ができ、認知症本人が活躍できる拠点を増やす取り組みをしていきます。現在、犬山西地区コミュニティ推進協議会が犬山西ふれあいセンターを拠点とした活動を始めており、羽黒地区では喫茶店を拠点とした活動に取り組みたいとの申し出をいただいていますので、こういった拠点がなくなるよう、支援や協力を行うとともに、今年度の9月の世界アルツハイマー月間には、市役所1階ロビー、健康館やヨシヅヤ犬山店、10月には図書館において認知症に関するパネル展示を実施し、市民のみなさんに認知症に関する理解を深めてもらえるよう啓発活動を計画しています。

要旨⑤ 生活保護について

質問 社会保障のセーフティネットの一つとして、生活保護制度が有ります。これの根拠法は、昭和25年に制定され、70年以上経過していますが、基本的な制度の原理や枠組みは変わらず、抜本的な改正も行われていません。それだけ、現在にも即しているということであり、重要な制度であります。一方で、給付水準の在り方などを見直すと共に、不正受給の防止など、更なる厳格な運用を求める意見もあるようです。実は、この意見も、先程同様、公益財団法人 全国法人会総連合の提言書からです。「給付水準の在り方」については、国での議論に委ねることとして、不正受給については、もし、市に有るとするならば、積極的に取り組んでいかなければならない課題と考えます。そこで、市の現状や課題、取組などについてお伺いします。

回答 生活保護の世帯数と受給者数、被保護率については平成28年度以降は、少しずつ減少してきており、令和3年12月末現在は、世帯数219件、受給者数273人、被保護率0.374%となっています。不正受給の徴収について規定している、生活保護法第78条による決定件数と金額は、令和元年度13件6,233,721円、令和2年度4件2,568,921円、令和3年度1月末で2件1,125,767円となっています。

不正受給の主なものとしては、労働で得た収入や年金、親族知人からの援助、借金、手持ちの貴金属や衣類などを売却するなど、何らかの収入があったにも関わらず、届出義務のある収入申告をしていない。健康に問題がないにも関わらず、求職活動をしないう、離職を繰り返すなど、稼働能力の不活用。住宅扶助費を受け取っておきながら、家賃を滞納しているなどがあります。これらを防ぐ対策や発見の手段として、生活保護申請時や毎年「保護のてびき」による説明の他、収入申告を提出する頻度を個々の状況に応じて変えることや、毎年の税務調査での就労状況の把握、生活保護受給後の年金遡及受給の有無を保険年金課に確認する、随時の預金調査、通帳の確認などを行っています。また、ケースワーカーによる定期的な自宅訪問で、生活状況を把握し、保護開始時はもちろんのこと、毎年書面か口頭で、生活上の変化を届け出る義務があることについての説明をしています。不正受給での徴収金は、金額が多いほど、こちらが把握したときにはすでに消費し、受給者の手元になくすることが多く、こうした場合は、返還できる範囲内で月々分割での徴収となっています。現在、事務を進めている非課税世帯の臨時特別給付金は生活保護世帯にも支給されることから、徴収金・返還金がある対象世帯には、少しでも返還して、早く生活を安定させるよう話をしています。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ケースワーカーの訪問や直接対面での接触をできる限り避けるよう国からも通知がきており、日常生活状況が把握しにくくなっていることや、資産や預貯金調査もネット口座など現行制度では調査や把握が困難なものもあります。

こうした事態に対応できるよう、国に制度運用について意見をあげていくことと共に、当市ではまだ例がありませんが、悪質な事例が発生した場合には刑事告訴も検討するなど、適正な制度運用に努めてまいります。

要旨⑥ 高齢者の活躍の場について

質問 企業や中小事業者表れる2025年問題の深刻な影響は、大きく分けると「事業承継問題」と「人材不足」の二つと言われていますが、事業承継問題については、昨年の9月議会にて、柴田議員が一般質問され、「来年度から県の事業継承・引継ぎ支援センターと連携し、市内企業の事業継承支援をスタートしたい」との当局答弁がありましたので、今回は、もう一つの影響である「人材不足」について触れたいと思います。人材不足を補う「人材確保」については、はたらく女性を増やす、はたらくシニアを増やす、はたらく外国人を増やすといった対応が考えられます。このうち、「はたらくシニアを増やす」という視点について犬山市では、数年前から、シルバー人材センターによるトマト栽培など、積極的に推進されています。また最近では、担い手となる高齢者等が「働きたいと思える仕事」の創出と「働き続けられる環境づくり」として、生涯現役促進地域連携に取り組まれています。そこで、2点お聞きします。1つ目として、当市はシルバー人材センターの会員割合が他市より多いと聞かれますが、どのようなのかお聞きします。そして、2つ目として、今後の超高齢化社会を見据えて、高齢者の活躍の場づくりの現状と展望についてお尋ねします。

<p>回答</p>	<p>まず、当市のシルバー人材センターの会員割合についてですが、令和2年度公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の統計によると、60歳以上人口に占める会員の割合が、県内平均は1.5%に対し、当市は3.0%となり、1.5ポイント高くなっています。近隣市町の状況ですが、春日井市0.8%、江南市0.9%、小牧市1.2%、岩倉市2.0%、大口町3.4%、扶桑町2.4%となり、近隣市町と比べても高い加入割合となっており、また、県内自治体の「市」においては、長久手市3.8%、高浜市3.6%、新城市3.3%に次いで4番目に高い加入割合となっていることから、シルバー人材センターの努力の結果が出ていると思われます。</p> <p>次に、超高齢者社会を見据えた高齢者の活躍の場づくりの現状と展望についてですが、令和元年度から3年間の国委託事業による犬山市生涯現役促進地域連携協議会での地域高齢者就業機会確保計画においては、人材不足への対応が必要な分野として、ものづくり・福祉・農業を重点業種に挙げています。ものづくりの分野では、市内の事業所に従事している従業員が減少傾向となっており、少子高齢化と人口減少による生産年齢人口の減少が予測される現状では、今後もこの傾向が続くものと予想されます。</p> <p>福祉の分野では、高齢化の進展によって福祉・介護サービス等へのニーズが高まる一方で、業務の負担の大きさなどを背景に、人材確保が追い付いていない状況です。</p> <p>農業の分野では、高齢化や後継者の他産業への流出などが進み、その減少による耕作放棄地等の増加、事業の衰退が懸念されます。これらの分野を維持・発展させるために担い手の育成・確保が不可欠であり、その役割の一部を元気な高齢者が担うように高齢者の就業機会創出の場としていくべきと考えますが、雇い手側である企業等と担い手側である高齢者の就労に対する考え方にはギャップがあるのが現状です。</p> <p>今後は、人材不足の解消や高齢者の健康長寿に向け、これまでの労働環境や労働の場の枠を超えた高齢者等の「活躍機会」の拡大や「新しい働き方」を実現し、市民・企業・地域の持続的発展に努めることが必要であると考えています</p>
<p>件名 2</p>	<p>子育て家庭への支援について</p>
<p>要旨</p>	<p>はぐみんカード(子育て家庭優待事業)の啓発普及について</p>
<p>質問</p>	<p>犬山市は、近隣市町に先駆け、様々な事業展開に取り組んでおられます。質問の、子育て家庭優待事業は、平成19年より県の事業として開始されたもので、子育て家庭に、はぐみんカードを配布し、このカードを協賛店舗で提示することにより、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなど、さまざまな特典が受けられるものです。愛知県が運営する子育てポータルサイトを見てみますと、現在、市内で、70店舗ほどが協賛店として登録されているようですが、もっと協賛店を増やしたり、子育て世帯にカードそのものをPRすべきと考えます。</p> <p>2年を超える新型コロナウイルスの影響により、子どもや子育て家庭に様々な課題が生じ、「子育て世帯応援特別給付金」や「ひとり親世帯への臨時特別給付金」など、色々な施策が展開されました。また、新年度予算は、「子育て支援を一番の目玉と位置づけ」編成されたということで、こうした、民間による子育て家庭優待事業も有効な手段の一つと考えます。そこで、1点目として、改めて、はぐみんカードの配布実態や事業の概要などを説明していただくと共に、2点目として、今後の啓発、普及についての考えをお尋ねします</p>
<p>回答</p>	<p>「はぐみんカード」とは、社会全体で子育て世帯を応援することを目的とした、子育て家庭に配布される「優待カード」のことで、満18歳に達した最初の3月31日までの子どもとその保護者又は妊娠中の方が利用できます。特典内容として、例えば飲食店では、「小学生以下のお子様を対象にドリンク1杯無料提供」、習い事では、「無料体験レッスン参加プレゼント」などの優待を受けることができ、店舗毎でサービス内容は異なります。</p> <p>カードの配布については、子ども一人につき1枚を、子ども未来課、児童センター、保健センターなどで配布し、その多くは、母子手帳交付時に配布していて、紛失した場合は再交付も可能です。配布枚数は、昨年4月から本年1月までの10ヶ月で、312枚です。当市の協賛店舗数は、2月現在、69店舗で、飲食、学習塾、レジャー・スポーツ、金融機関など様々な業種の店舗に協賛いただいています。協賛店としてのメリットは、子育てを地域や社会全体で応援していただくという社会貢献につながり、また、優待ショップステッカーを掲示することで、子育て家庭にあたたかい店舗としてイメージアップにつながることを期待できます。</p> <p>今後の普及、啓発についてですが、まずは、この事業の目的でもある社会全体で子育て世帯を応援することが重要だと考えます。例えば、「家族そろって食事をする。」、「子育て中の仲間が気兼ねなく退社できるよう声かけをする。」、「妊婦や乳幼児連れの親子に親切に対応する。」など、できることから、社会全体で取り組む必要があります。カードの普及・啓発として、児童手当をはじめとする各種手当案内文書や広報によるカードの利用推進内容の掲載を進めていきます。また、協賛店舗への登録案内については、商工会議所を通じ、協賛のご案内をしていただくようお願いし、利用者側、企業側双方の普及・啓発を進めていきたいと考えます。</p>

2022年6月定例議会 一般質問

件名1	市営住宅について
要旨①	現在の状況について
質問	今から40数年前になります。私が市役所に入ったときから、10年以上、この市営住宅に関わったことが有ります。当時は、9団地、約140戸と災害分散住宅(伊勢湾台風で、家屋を失った方に、市が建てた住宅)が数戸ありました。この災害分散住宅については、私の時代に、用途廃止や譲渡処分を行ったので、現在はありません。残っている市営住宅団地の建築年は、一番新しいもので、昭和34年、一番古いものになると、昭和25年と記憶していますので、現時点から数えますと、60数年から70年ほど、経過します。そろそろ耐用年数の限界にきているのではないかと、思います。そこで、まず、要旨1点目として、現時点における管理戸数と入居戸数、及び住宅の劣化状況所見、そして、入居年数別の世帯数並びに家賃の平均額をお尋ねします。
回答	令和4年4月現在、市が管理をしている市営住宅は7団地44戸、入居戸数は35戸であります。各団地の老朽化状況ですが、昭和25年から34年にかけて建築された建物であることから、老朽化が進行し雨漏りなども散見されますが、適宜修繕を行い、入居者の方々の日々の生活に支障が出ないように努めております。入居年数別世帯数については、全ての世帯において、入居年数は35年以上という状況で、うち50年以上の世帯が21世帯です。家賃についてですが、公営住宅法に基づいて、住宅の築年数や入居者の収入などから算定しており、具体的な額は入居者の所得額が推測できることから、公表しておりません。実態としては、建築年数が耐用年数を大きく超過していること、さらに世帯所得によっては減免されますので、所得の少ない入居者にとっても十分に支払い可能な額となり、民間住宅家賃とは、比較にならない程安価となっております。
要旨②	集約化、用途廃止の状況について
質問	市営住宅の在り方については、たびたび議論されてきたところです。結果的には、市内にある県営住宅や、雇用促進住宅への移行であったり、或いは、費用対効果などの観点から、建て替えは難しい状況ということで、随分前から入居の募集停止をし、集約化といった方針になっていると思います。そこで、この集約化や用途廃止の状況について、お尋ねします。
回答	市営住宅は当初、9団地で144戸ありましたが、すでに約70%にあたる100戸を用途廃止しています。この中には、入居者全員が退去した、犬山口住宅団地8戸と小弓ヶ丘団地8戸も含まれており、犬山口住宅団地の跡地については、売却済みで、小弓ヶ丘住宅団地については、現在、売却を進め、スリム化している状況です。
要旨③	整理統合の更なる推進について
質問	賃貸住宅事業は、県営住宅や民間住宅に委ね、老朽化に伴い、市営住宅の団地数(要旨①で答弁のあったように、現在7団地)は、減らしていくべきと考えますので、要旨3点目として、敢えて、いくつか提案をさせていただきます。 冒頭に、市営住宅は、そろそろ耐用年数の限界にきているのではないかと申し上げましたが、一般的に、木造住宅は30年と言われております。この耐用年数というのは、いろいろな考え方があり、骨組みや基礎軸組の木材が適切に保たれていて、メンテナンスが行き届いていれば、100年を超えても木造住宅は居住できるものもありますが、残念ながら市営住宅はそこまで、強靱ではないと思います。したがって、これまで以上に大胆な整理統合などを行い、更に取り組みを加速する必要があると考えます。そこで、3つの案をお示しいたしたいと思います。 1つ目、どこか1カ所の住宅団地を設定し、空き家を対象として、構造的補強及び屋根と外壁を修繕、そして、水回りを強化したうえで、入居者に移転費を補償してでも、転居していただく。2つ目、市営薬師住宅については、入居者に、払い下げをしてはどうか。3つ目、もと小弓ヶ丘住宅であった羽黒の用地は、市街化調整区域内の既存宅地要件をもって、売りに出されているが、なかなか買い手が見つからないことから、この土地にプレハブの住宅を建て、入居の継承をしないことを条件に、転居していただければ、どうか。 以上の、提案について、当局のご見解をお聞きします。
回答	3点の提案をいただきましたが、市営住宅の整理統合等を進めるには、まずは入居者の理解が必要不可欠であると考えます。令和2年度に、集約移転に対する入居者の意向を確認するための、アンケート調査を実施しましたが、約9割の方がこのまま住み続けたいという意向であり、また向米野住宅以外の入居者を対象に、向米野住宅への移転意向も確認しましたが、高齢化や住み慣れていることを理由に、約9割の方が移転したくない意向で、あることを確認しています。また、整理統合を進めるには、入居者のこのまま住み続けたいという思い以外に、物理的、経済的にも大きな課題があります。ご提案1点目の改修による集約については、先の答弁のとおり集約化の対象となる空き住宅は非常に少ない状況で、市営住宅全体で9件であることから、1団地に集約するのは物理的に困難な状況であります。2点目の入居者への払い下げについては、土地代など入居者が負担する費用も大きく、現在の入居者の収入状況などから鑑みても大きな負担となるため、現実的ではありません。3点目のプレハブ住宅の建設については、プレハブ住宅であっても新築であれば家賃上昇は避けられないため、2点目と同様に、経済的な観点からも

	<p>実現は困難であると考えています。議員の提案は1つの解決策として理解いたしましたが、これらのような、大胆な整理統合は困難でありますので、まずは、入居者の日常生活に支障をきたさないよう、入居者の意向を踏まえた管理に取り組むとともに、今まで同様、退去された住宅については、順次解体を進め、現在の市営住宅事業は縮小をしていきます。その後の公営住宅需要への対応については、新たに市営住宅を建築するのではなく、人口減少の状況で、住宅ストックも増えることが想定されることから、既存ストックを活かす方向での研究をしていきます。</p>
件名2	勝手橋について
要旨①	—
質問	<p>『設置者が判らず、誰が管理しているかもわからない橋』のことを通称で、勝手橋といい、こういった橋は、全国に点在し、その数は、1万を超える可能性があるとの指摘もあるようです。過去において、滋賀県草津市では、コンクリートパネルを渡した簡易な橋(幅3・7メートル、長さ4メートル)のパネルの隙間に自転車の前輪が落ち、一部を破損、乗っていた男性にけがはなかったが、川を管理する県に損害賠償を求める民事調停を申し立てる事態となったこともあります。補修や点検をされないまま放置されていると、老朽化により、思わぬ事故が発生したり、崩落すれば、大雨時に川の水流がせき止められてあふれたりする恐れがあり、災害の拡大につながりかねません。こうした状況を鑑み、国土交通省は2015年、適切に管理されていない橋があるとの会計検査院の改善指示を受け、各都道府県に設置者を把握するよう求める通知を出した。ということです。そこで、市内の橋(土木用語では、橋梁という。)の管理者別の箇所数と市内における勝手橋と言われる管理者不明の橋の実態等について、お訊きします。</p>
回答	<p>市内の橋については、県が管理している橋が95カ所、市が管理している橋が325カ所あります。市の管理橋については、位置、橋梁名、架設年、大きさ、構造、点検・修繕履歴などの属性データと、橋梁図、写真などを橋梁台帳に登録して、健全な管理に努めているところです。ご質問の「勝手橋」については、管理者が不明な橋になりますので、市が管理する橋梁台帳にも当然ない橋で、河川占用届の提出もされていない物になりますので、市ではその実態について把握はしておりません。また、国土交通省より2015年に各都道府県に通知がありました、「適正に管理されていない橋の実態調査」について、県にも聞き取りを行ったところ現時点では確認できていないとのことでした。</p>
再質問	<p>県管理の橋梁が95、市管理の橋梁が325ということで、圧倒的に市が多いということは理解しましたが、一方で、国から各都道府県に対し、通知が出されているにも関わらず、その実態を調査していないという愛知県の対応に驚いています。再質問いたします。</p> <p>市の管理する河川などについても、勝手橋の実態を把握していないということですので、今後の対応について、お尋ねします。</p>
回答	<p>当市では、市民からの問い合わせや通報、「勝手橋」が原因で市が損害賠償を請求された事例はありません。しかし、「勝手橋」の有無については、道路・河川の管理者として、その実態について把握しておく必要性はあると考えます。市内には河川が約100本あり、市が管理する準用河川や普通河川、また公共水路についても相当な延長になりますので、市内全域を把握するために、調査方法の検討をまいります。</p>
件名3	草刈り要望(土木要望)について
要旨①	<p>年間で、どれくらいの要望があるのか、実質的に年々増加傾向にあるのか。また、要望の実施率は、どれくらいか。</p>
質問	<p>東日本大震災から、11年が経過しました。振り返ってみますと、全国から大勢の皆さんが、ボランティアで、現地に出向き、地元の方々と一緒になって、復旧作業に汗を流しておられる映像を記憶しています。こうした活動のきっかけは、1995年に起きた阪神淡路大震災ということで、年々増加傾向にあるようです。</p> <p>一方で、昔から地域で行われてきた、いわゆる「道なおし」とか、「川ざらえ」といった地区奉仕活動は、地域住民の高齢化やボランティア意識の低下なのか、年々縮小や減少している状況にあると思います。そして、以前は、地域の活動として、ある意味当たり前のように行われていたことが無くなり、その分、道路や水路の草刈り要望が多くなっていると感じます。</p> <p>かといって、住民の皆さんに勤労奉仕を強制することはできませんし、予算にも限りがありますので、行政的には、緊急度や地域のバランスを考慮して優先順位を付けて実施することになることも理解できます。そこで、まず『年間で、どれくらいの要望があるのか、実質的に年々増加傾向にあるのか。また、要望の実施率は、どれくらいか。』お訊きします。</p>
回答	<p>昨年度提出された草刈り要望件数は、道路部分が30件、水路部分が29件、合計59件です。そのうち実施率は、道路部分については24件で80%、水路部分は19件で65%です。未実施の主な理由については、畦道など利用者が少数で限定される公共性の低いものになります。草刈り要望件数の推移については、令和元年度は道路部分が21件、水路部分が13件、令和2年度が令和元年度と同じ要望件数になり、令和3年度は先ほど述べたとおり59件になりますので増加傾向となっております。</p>

要旨②	ため池周りの草刈りのように、町内会などに有償委託する手法を取り入れたらどうか。
質問	増加傾向にあるということですが、問題は、水路部分の実施率ではないかと思えます。畦道など公共性の低い箇所が取り残され、今後どんどん増えていくような気がします。そこで、『ため池周りの草刈りのように、町内会や農業者グループなどに有償委託する手法を取り入れては、どうか。』お訊きします。
回答	ため池における草刈り等作業の受益者団体等への委託については、ため池の保全と利用の促進を目指すため、平成23年度に、自発的な意思により草刈り等の活動申し出のある団体と委託契約を結べるよう実施要綱を定め、これまで実施してきました。令和3年度の実績としては、29の受益者等団体と委託契約を結び、58ヶ所のため池の草刈り及び清掃等の作業を実施していただいています。道路や河川、排水路の草刈り業務についても、地元町内会等へ委託するには、施設延長や面積など施工規模がため池に比べ比較にならないほど大きくなります。また、ため池は点在しており作業場所が明確に特定できるのに対し、道路等については、どの路線のどの区間を対象とするかの線引きが難しいことや、道路上での作業による事故、飛び石等による通行人など第三者とのトラブルの恐れがあること。さらに、アダプトプログラム制度に登録し、無償でボランティア活動していただいている方々とのバランスが取れなくなることが問題としてあります。 同様な委託業務として、地域に密着した公園等134ヶ所のゴミ拾い・清掃等の日常管理を町内会等77の団体と委託契約結び実施していますが、ここ数年、高齢化等の理由で次年度から委託契約の継続が困難という相談を何件も受けています。この状況から、地域は有償委託化を望んでいるものではないと推測します。現在は、有償委託化よりも、アダプトプログラム制度を活用し、草刈り等の清掃活動をして頂いている方々への支援拡充として、従来からの活動に必要な消耗品の支給に加え、新たに市販の草刈り機用燃料缶についても支給対象とするよう検討を進めています。

## 2022年9月定例議会 一般質問

件名1	「広報犬山」について
要旨①	新方式の検討経緯と概要について
質問	現在、市では、広報犬山の発行回数と配布方法についての見直しを検討されておられ、8月末を期限として、町会長さんにアンケート調査も実施されました。また、これに併せ、いわゆる「町会長委託料」についても、検討されておられるようです。要旨の「新方式」とは、現在月2回の発行回数を、月1回とし、配布方法も、町内会から民間事業者による直接全戸配布 のことですが、随分前から、発行回数について、町会長さんから、負担軽減の声が数多くあり、月2回の発行を1回にしてはどうかという意見をお聞きしています。私個人としては、以前からこの考えには同感ですが、配布方法まで見直すとなると、かなり大胆な改変と感じています。そこで、これまでの経緯と検討されている新方式概要などについてお尋ねします。
回答	広報紙の運用に関しましては、以前から、町会長との意見交換会などで、例えば「広報紙を配布する負担が大きい」「月に2回も配るのが大変なので、発行を1回にしてほしい」などの意見を頂いており、継続的に検討をしてまいりました。一方で、町内会の加入率が減少傾向にあり、現在は、市内総世帯数に対して8割を切っているため、町内会を通じた配布だけではすべての市民に広報紙をお届けできないという状況でもあります。加えて、近年の状況としましては、ホームページやSNSなどの浸透により、市民が情報を得る手段として、様々な情報媒体を選ぶことができるようになり、他の多くの自治体で広報紙を月2回の発行から、月1回の発行に切り替える流れにもなっています。そこで、より多くのご意見を聞くため、令和3年7月に市民意識調査を、今年8月には町内会アンケートを行いました。 市民意識調査では広報の発行回数が月1回を適当とする意見が62.6%、町内会アンケートでは民間事業者による各戸配布への変更について賛成が68.1%でいずれも過半数を大きく上回る結果となりました。以上の経緯に加え、広報紙を町内会に限らずすべての世帯に各戸配布できる事業者が現れたこともあり、広報紙の月1回発行と事業者による配布について、現在具体的な検討を進めているところです。 次に、事業者による配布の概要ですが、事業者が、住宅地図上の家屋と配達員の現地確認により、すべての世帯に対してもれなく配布することが可能となります。加えて、事業者がコールセンターを設置することで、配達の要・不要や新規の配布の連絡、配り漏れなどの個別対応を行う予定です。
再質問	ここで、再質問させていただきます。答弁からは、民間の配布事業者についても、目途が立っているように感じましたが、本当に大丈夫なのか、途中で、投げ出されることが、あってはならないと思っていますので確認させていただきます。また、転入転出があった時、町内配布の場合は、すぐに対応できますが、民間配布は、連携が難しいように思います。その辺りの対応についてお尋ねします。

回答	<p>現在、直接全戸配布の委託を検討している民間事業者は、業界でも最大手の企業です。自治体広報紙の配布については、全国的に課題となっており町内会を通じての配布は、町内会への未加入世帯へは手元に届かないケースや、新聞折り込みを利用しての配布については、新聞を購読していない世帯には広報紙を届けることはできません。さらに新聞購読率は年々減少傾向で、新聞折り込みだけの利用では、全戸配布はむずかしくなっています。他の民間事業者と同様に配達できないかを確認していますが、これまでのところ、金額が高額で折り合わない、こちらの希望する配達スケジュールでは対応できない等の回答を頂いています。市としては事業者による配布を継続的な運用として確立するため、引き続き対応可能な事業者を調査するとともに、複数年間の長期契約も視野に入れて検討してまいります。次に、市民に転入転出などの異動があったときの対応は、市民課の手続きの際に、転入者には広報紙の配布の希望を確認し、転出者については配布の中止を、また、転居者については新たな転居先の情報などをコールセンターに伝えることで、市側と随時情報を共有し、配布もれ等ないよう対応していく予定です。</p>
要旨②	情報の鮮度を保つための工夫について
質問	<p>発行回数が2回から1回になったとしても、原稿締め切りから、初校、色校を経て、市への納品までの期間は、さほど変わらないと思います。現在、発行日の約1か月半前に原稿締め切り日が設定されていますが、単純に言えば、内容伝達が半月ほど遅れることになりまして、場合によっては、半月分について、これまで掲載できていた情報が原稿落ちする場合がありますと考えます。特にイベント開催情報などは、情報の入手日と開催日のタイミングが合わないと、これまで以上に、掲載できなくなります。少しでも回避するために、例えば、イベント予定や緊急記事として、毎回A4版1枚程度にまとめたものを作成・印刷し、広報に差し込むといったことも考えられます。印刷物を毎回作成することも、経費や作業量等の関係から、難しいならば、市ホームページに、新着情報とは別に、特設ページを設定する方法もあります。こういった、情報の鮮度を保つことについての見解や、現在考えていることが有ればその内容について、お尋ねします。</p>
回答	<p>原稿締切から納品までの期間はさほど変わらない事から、情報の鮮度を保つには工夫が必要と考えますが、A4版1枚の差込みを行うことについては、配達料だけで、年間約360万円費用が高くなることに加え印刷費用と広報紙の編集以外にチラシの制作に係る事務が発生し、ミスが起こる可能性が高くなる等の課題があります。現在、ホームページ、LINE、Twitter、Facebook、Youtubeなど市政情報の発信のために、多くの媒体を利用できるようになりました。また、子育て中の若い世代では「CoDMON」などのアプリやSNSを通じて情報収集をすることが当たり前になってきました。そのため若い世代へは、広報紙よりもSNSによる発信の方が、情報を届けやすくなっています。SNSは、記事の締め切りに縛られず、適切なタイミングで情報発信ができるため、例えば広報紙に載せる記事とSNSで発信する記事を住み分けるなど、ページ数を抑えるための工夫の余地はあると考えています。SNSに限らず、回覧、市ホームページなど、情報の性質にあった媒体の選択と、的確なタイミングで情報発信を行うことで、より効果的な情報提供に努めることで、広報紙の紙面構成を見直してまいります。現在、市主催の行事や市が後援している行事などをカレンダーのような形で、市ホームページ、LINE、Twitterにて情報発信するよう検討しており、年内には運用開始できるよう準備を進めています。</p>
件名2	デジタル町内会の本格運用に向けて
要旨①	実証実験の検証について
質問	<p>デジタル町内会については、昨年の2月議会にて、一般質問をさせていただきましたが、来年度からの本格運用を前に再度質問させていただきます。昨年7月からモデル町内会として、実質的には7町内が選定され、いわゆる実証実験を展開しておられます。私の住む町内会も、その一つとして参加させていただいており、個人的には、使い勝手が比較的良いアプリケーションで、是非、市内全域に拡大すべき事業であると、改めて認識しています。もう少し、加えさせていただきますと、このシステムは、発信相手を絞り込んで送信できたり、世帯主以外の家族も世帯内利用者として登録できたり、また、町内会行事への、出欠確認(双方向通信)など、かなり考えられた仕様といえますが、基本的には町内の様々な方々が利用する訳ですから、その動向が気になるところです。そこで、要旨1点目として、モデル町内会からの反応状況、課題やこれに対する対応策など、現時点で答えられる範囲で構いませんので、お訊きします。</p>
回答	<p>デジタル町内会の実証実験事業は、町内会役員などの負担を軽減し、実質的な地域活動につなげるため、実施しているところです。このアプリでは、町内会の総会や町内行事などの開催通知の配信や参加者の集計機能もあり、町内会によっては使いやすい様にカスタマイズを行って運用しているところもあります。これまで、モデル町内会からいただいている意見や課題については、市がリリースしているごみ分別アプリや防災情報等との連携等ができることにより便利になるといったご意見のほか、毎年交代する役員以外で、スマートフォンやデジタルに明るい町内会の中の人材が継続して担ってもらえれば、利用者が拡大し、活用の充実も図られるのではないかと、この声をいただいております。市としても、デジタル機器に不慣れな方や抵抗感を持つ方への対応については、役員向けの個別操作説明会などの支援は行ってきたところですが、こうした意見などを踏まえ、今後、更なる支援策を検討してまいります。</p>

要旨②	初期費用について
質問	デジタル町内会は、やはり経費の問題が、大きなハードルではないかと思っています。経費についてですが、昨年度のチラシを見ますと、初期設定費として、初回のみ1町内あたり60,000円、この他に年間に1町内あたり、基本料12,000円と1世帯につき年間120円ということです。ランニングコスト分の、いわゆる利用料は、町内で何とかなるとしても、初期設定費6万円というのが、最大の足かせとなって、折角のすばらしい事業ですが、尻すぼみになる恐れがあると私は見えています。そこで、本格運用後も、初期設定費6万円については、市で負担すべきと考えます。新年度予算編成の時期でもあります。50町内×6万円の300万円程度で良いと思います。そして、この予算は、今後数年継続し、一気に波に乗せ推し進めるべき事業と判断していますが、当局の見解をお尋ねします。
回答	初期設定費用の負担については、モデル町内会として参加いただいた町内会の中からも市の負担であったことが参加理由になったとの声もあり、各町内会が導入する際の一つのハードルになると認識しています。一方で、市として、先程の答弁のとおり、現在、広報誌の月1回発行とポスティングによる配布方法への変更を検討しているところであり、この見直しによって、デジタル町内会の一つの効果と見込んでいた広報配布の手間の軽減という、この事業を進める前提条件も変わってきます。そのため、本格運用に向けては、経費の面だけでなく、町内会にとって、新たな条件下において本事業が効果的なものかどうか、改めて検証する必要もあり、その上で、本格運用へを見極めをしていきたいと考えています。ご指摘いただいた初期設定費の負担については、その検証と合わせて、引き続き検討してまいります。
要旨③	町会長事務委託料について
質問	現在、広報犬山の発行回数と配布方法の見直しとともに、町内への委託料についても、見直しを進めておられます。案内文によれば、『町内会での福祉・防災・環境・防犯など、多岐にわたる地域の活動を重要なことと捉えており、その促進に要する経費を新たに委託料の中で加味したい』ということです。町会長アンケート質問内容に、見直し案の算定方法が掲載されていたので、これを見させていただいたところ、町会長委託料の増減額は、それほど大きくなく、かなり、気を使った算式と感じています。昨年2月議会での私の一般質問『町会長委託料の将来的考え方についての質問内容に対して、『デジタル化の有無に関係なく、各町内会の実態に即した適正な支出であるかの検証を行い、見直しを進めてまいります。』と答弁されては、おりますが、敢えて、提案させていただきます。デジタル町内会へ参加したとしても、従来の紙による町内回覧が一気になくなるものではなく、数年間或いは十数年間は併用する必要があることから、町内のデジタル化を、後押しするためにも、デジタル参加町内会に対し、年間に要する基本料12,000円の1/2又は、1/3の額をデジタル支援料として、委託料に上乗せしてはどうかと考えますが、見解をお訊きします。
回答	広報誌のポスティングによる配布方法の見直しを検討する中で、この委託料についても、広報配布に係る経費を減額する一方、福祉、防災、環境といった町内会における地域活動を促進していただく経費を加味した新たな委託料の見直しを検討しているところです。なお、この見直し案に対する各町内会アンケートの状況ですが、8月31日時点で、回収済みの町内会は248町内で、そのうち、85.9%から賛成の回答をいただいているところです。ご質問のデジタル町内会に対する基本料金については、先にお答えした初期設定費用と同様、この事業の目的や効果を継続して検証していく中で、経費面で市がどこまで支援するかを検討してまいります。
要旨④	今後のスケジュールについて
質問	色々お尋ねをいたしました。最後に要旨4点目として、本格運用に向けて、実証実験の検証などを含めた、今後のスケジュールについて、お訊きします。
回答	今後のスケジュールについては、繰り返しになりますが、広報配布方法の見直しにより、町内会業務がどの程度軽減され、本事業にどう影響するかを改めて検証するため、現在のモデル町内会には引き続き協力をいただき、継続実証を行っていききたいと考えています。その上で、町内会にとって、この事業の目的である町内会役員の負担軽減、町内会活動の活性化といった効果を見極め、必要に応じ、デジタル町内会の条件設定や基準、あるいは今回、ご質問いただいた経費負担なども検討してまいります。
コメント	答弁ありがとうございました。現在のモデル町内会に引き続き協力をいただき、継続実証を行っていききたいということは理解しましたがここで、予定にはありませんが、再質問をさせていただきます。
再質問	実証実験の期間をどれくらいと考えておられますか。本格運用の時期をいつ頃と想定されているのか、ということです。検証期間が、延びたことで、次期市長への引継ぎというということになるのかもしれませんが、現時点でのお考えということで、お訊きします。
回答	概ね1年程度、実証実験を延長し令和6年度から運用くらいかな と思います。
コメント	市長、ありがとうございました。

件名3	2022参議院選挙を終えて
要旨①	投票について
質問	<p>今年の7月10日に参議院選挙が実施され、2か月程経過しました。ご承知のように、今年末から新年度早々に掛けて、市長選挙、知事選挙、県議選挙、市議選挙が、立て続けに予定されています。そこで、参議院選挙を総括し、選挙事務の状況を再認識したうえで、今後に繋げることが出来たら と思い、質問をさせていただきます。まず、「要旨1点目」投票についてです。市内には、23の投票区投票所と2カ所の期日前投票所が設置されます。そして、多くの人員がこれに関わります。1つ目として、事務従事者数、選挙立会人従事者数など、どれくらいの人に関わっているのか。また、選管事務局として、延べトータルどれくらいの時間外業務量であったのか。2つ目として、投票率の向上を狙って、市役所にて『選挙マルシェ』が投票日前日に行われましたが、その効果はどうであったのか。なお、効果について数値で表したりすることはできないと思いますので、あくまでも、感覚的な感想で構いませんので、お答えください。</p>
回答	<p>選挙を執行するにあたっては、職員をはじめ、多くの方にご協力いただいています。2カ所の期日前投票所を17日間運営するために、延べ503名の職員を配置するとともに、立会人として延べ136名の方に従事していただきました。当日投票所については、23カ所の当日投票所を運営するため、213名の職員を配置するとともに、立会人として46名の方に従事していただきました。実際には投票所を開設するための準備等もありますので、今、申し上げた人数以上の方に関わっていただいているのが現状です。次に選挙管理委員会事務局の時間外勤務についてですが、選挙管理委員会事務局は総務課行政担当が担っています。先の参議院選挙で時間外勤務を行った総務課職員は15人、時間外勤務時間は延べ1,764時間でした。このことから、選挙を執行するためには膨大な業務量をこなす必要があるのが現状です。また、選挙マルシェについては、当日はあいにくの悪天候でしたが、1,500人の方が利用されたと報告を受けています。主催者の狙いは、マルシェが、親子で投票所に行くきっかけとなること、また、子どもたちに「投票ってこういう風なんだ」と知ってもらい、選挙に行くのが当たり前で、まちは自分たちでつくるものと感じてもらうことでした。特に、子どもの頃に親の投票についていったことがある人は、そうした経験がない人に比べ、大人になって実際に投票する割合が20%以上高くなるという総務省の意識調査もあり、当日の会場の賑わいや参加者の様子からは、狙いどおりの成果が得られたのではないかと感じています。また、当日は、「将来どんなまちに住みたいか」を、さくらの花の付箋に書いていただき、大きなボード上の桜の木を満開にするという企画も催されました。ここに寄せられた88件の思いは、まちづくりの参考意見として、総合計画審議会の委員にも情報提供していく予定です。マルシェは、期日前投票最終日に開催されましたが、市役所期日前投票所の投票者数は、前回参議院通常選挙の1,072人から349人増えて、1,421人でした。</p>
コメント	<p>答弁ありがとうございました。やはり、一つの選挙を実施するためには、非常に多くの人員を要することを改めて、認識させていただきました。特に、担当課にあつては、時間外勤務が1,764時間ですから、一人当たりに換算すると、約120時間ということですし、おそらく、時間外ということですから、管理職分は、これに含まれないような気がします。また、マルシェについては、狙いどおりの効果があったと推察できるとのことですので、私の隣に座っている畑議員も、これに多少関わったひとりとして、ホッとしていると思います。</p>
要旨②	開票について
質問	<p>1つ目として、先程同様に開票にあたって事務従事者数、選挙立会人従事者数など、どれくらいの人に関わっているのか。それから、中部6県の多くの自治体では、開票遅れが目立ち、すべての県で、当初見込みから遅れたと云う報道がありました。背景には、同姓による案分票が多かったことや、作業ミスが出たこと ということです。そこで、2つ目として、終了までに要した時間は、どれくらいで、予定どおりであったのか、どうか。3つ目として、開票にあたって、自動読み取り機や計数機等の機器の使用概要と、そして、その状況は、どのようであったのか。以上、3点についてお訊きします。</p>
回答	<p>今回の参議院議員通常選挙においては、約150名の職員で開票事務を進めました。開票立会人については、候補者及び参議院名簿届出政党から、選挙区、比例区ともに6人ずつの届出があり、届出があった方全員に開票立会人を務めていただきました。次に開票決了までに要した時間ですが、選挙区が翌日の午前1時23分結了で開票開始から約4時間、比例区が翌日の午前2時21分結了で開票開始から約5時間かかりました。当初は、午前1時30分に比例区まで開票決了することを目標としていましたが、結果として1時間弱遅れてしまいました。開票決了が遅れた1番の要因は、比例代表の立候補者数が178名、名簿届出政党が15政党あり、投票用紙に書かれた氏名や政党名の有効性を確認することに、どうしても多くの時間がかかったことだと考えています。最後に開票に使用している機器の使用状況ですが、選挙区と比例代表の投票用紙の数を数えるために使用する計数機を10台、比例代表の投票用紙の分類に使用する投票用紙読取分類機を2台、開票結果を取りまとめるためのシステムを導入しています。特に比例代表で使用している投票用紙読取分類機は、担当する職員に事前の操作講習を行うなどして入念に準備を行うことで、手作業では膨大になる作業工程の大幅な省略化・短時間化を実現しています。</p>

要旨③	今後に向けて
質問	今後に向けてということで、2つお尋ねします。1つ目ですが、選挙当日の立会人についてです。先程、答弁にありましたように、投票日には、46人の立会人が選任されています。殆どが町会長さんや町会長さんのご家族の方が、この役目を引き受けていらっしゃると思います。そして、1日の内、14時間近く拘束されることから、立会人をお願いすることも、難しい状況にあるものと推察します。ましてや、約半年の間に4回も選挙が行われることとなりますので、断られることもあるかと思えます。そこで、希望があれば、立会人を2人1組として、負担軽減を図ってはどうかと思えますが、いかがでしょうか。2つ目ですが、開票時間の短縮と、従事者の負担軽減のため、購入、リースに関わらず、様々な機器の導入の検討をすべきと思いますが、当局の見解をお訊きします。
回答	選挙当日の投票立会人については、各投票所に配置する事務主任者に選任を依頼しており、各投票区の町内会長や民生委員の方に、まずはお願いするよう指示しているところです。投票立会人の選任に当たっては、投票区によって事情が異なっており、自主的に当番制を組んでくださっている投票区はスムーズに決まる一方、当番制等のルールが何もない投票区においては、議員ご指摘のとおり、事務主任者が選任をお願いに何うと、拘束時間が長いという理由から、就任を断られることがあるということは聞き及んでいます。議員が提案される勤務時間を半分にし、立会人を増やして交代制にしてはどうかという提案については、実際にそのように行っている市もあることから実施することは可能であり、立会人1人1人の負担は軽減すると考えます。ただ、立会人を務めてくれる方をこれまでの倍の人数探さなければならないこと、報酬の支払いや通知、連絡などの事務が2倍に増え煩雑化することなど、デメリットもあると考えています。そのため、現在は町内会長にまずは声掛けするようにしていますが、先の6月議会で諏訪議員から提案がありましたとおり、例えば市内の大学生から声をかけるなど、選挙の啓発を兼ねて若い世代にシフトしていく方法もあるのではないかと考えます。いずれにしても、投票立会人を引き受けてくれる方がいなければ選挙を執行することができないため、依頼される側、依頼する側の双方に負担にならない方法を検討していきたいと思えます。2点目の開票機器を増やしてはどうかというご提案については、現状使用し得る機器については概ね導入しており、現段階では、今以上に機械を使える場面がないことから、増やす予定はありません。ただし、開票時間の短縮と従事者の負担軽減には継続的に取り組んでいく必要があると考えますので、他市の先進的な取り組みがあればそれを参考とし、開票の流れや人員配置など見直しができる部分から改善を進めていきたいと考えています。
コメント	答弁ありがとうございました。2人1組は、難しいということで、理解しましたが、開票時間の短縮と従事者の負担軽減に継続的に取り組んで頂けるということですので、よろしく願います。機器の導入を提案いたしましたが、最後は人に頼る部分が、まだまだ多い現行の選挙制度ですので、これに携わる皆さんの健康面には、配慮した形で、これからも取り組んでいただきますことを期待しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 2022年10月定例議会 一般質問

件名1	市街化調整区域における当市オリジナルの立地緩和措置について(都市計画法関連)
要旨①	産業用区域指定について(法34-12号)
質問	<p>犬山市の市街化区域面積は、全体の14%程度で、ほとんどが市街化調整区域となっています。そして、その他に「農振農用地」や「自然公園区域」など、当市は、近隣に比べ、開発規制が厳しい市町と言えます。そうした中であって、人口減少の抑制やコミュニティの維持の課題解決などに向け、少しでも多く住んでいただいたり、人を呼び込むために、山田市長号令の下、知恵と工夫をもって、これまでに市街化調整区域での建築物の立地規制の緩和に取り組まれており、ひと昔前と比較しますと、かなり門戸が広がったと認識しています。今回は、犬山市オリジナルの緩和措置に、焦点を充てて、お訊きします。</p> <p>当市は、全域が都市計画区域に指定されており、市街化調整区域での建築は、法律で定める一定の要件をクリアしなければならず、その要件についても同法にきっちり定められています。この開発許可要件は、都市計画法第34条に定められている訳ですが、法34条第12号は、犬山市が開発の権限移譲前の平成23年度に、愛知県が新たに制度化したもので、県条例に基づき、県内市町村の中で、豊明市に続いて、2番目に認められました。その後、平成28年の、市への権限移譲に伴い、市条例へ移行した経緯があります。これに相当する当市の施策は、産業用区域指定と優良田園住宅があります。このうち、優良田園住宅については、昨年9月定例議会にて、一般質問をさせていただきましたので、ここでは産業用区域指定について、触れたいと思えます。この12号に係る産業用区域指定は、これまでに羽黒馬道や塔野地下前田などの区域が指定されています。そこで、この制度の概要をお示ししていただくのと併せて、これまでに指定した区域数と総面積及び立地した工場や事業所数などの成果をお示しください。</p>

回答	<p>都市計画法第34条第12号は、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたものについては、許可できるとしています。これに基づいて市が定めた条例では、許可の対象として都市計画マスタープランにおいて、新たな産業用地を目指すとした地区のうち、地権者からの申し出を受けて市長が指定した区域内で行うもの、かつ市長が定める産業の工場や研究所で、自己の業務用のものを建築する行為としています。また、市長が定める産業としては、犬山市集積業種として、県が定めている輸送機械関連産業などの6つの業種のほか、市独自に市内に集積が見られる食品関連産業、プラスチック関連産業の2業種を加えた、8つの産業に関する業種としています。これまでの成果としては、権限移譲前のものを含め、条例に基づいて指定した区域は7区域で、総面積は約7.9ヘクタール、許可した事業所は5つであります。なお、指定した区域には、この許可基準とは別の基準に基づいて許可した実績が、このほかに2件あります。</p>
再質問	<p>再質問させていただきます。1点目として、これまでの成果実績は相当数あることを理解しましたが、これは市が県から開発の権限移譲を受けたことで、成果があったと考えて良いか。そしてそれは、どのような理由で、どんなメリットがあるのか お訊きします。2点目として、この12号基準は、地権者からの申し出手続きがあって初めて行われるものであり、市が主体的に進められるものではない ということは、承知の上でお訊きしますが、現在、塔野地大畔地区で、計画が進められているようですし、また、この他に市として産業用に区域指定しているエリアが幾つかあると認識しています。そこで、これらの指定区域内の進捗状況や今後の展望などについて、お尋ねします。なお、相手方もありますので、答えられる範囲内で、お答えいただければと思います。</p>
回答	<p>&lt;都市整備部長答弁&gt; 本制度は平成23年度に愛知県が制度化しており、平成28年度の権限移譲を受けるまでの5年間で、指定された区域は2区域、指定区域内で許可事業所は、他基準を含めて2件であったのに対し、権限移譲後の6年半で、新たに5区域を指定し、5件を許可しています。権限移譲により、県との協議が不要となり区域の指定や許可を市が行うことになったため、地域の実情にそった相談対応や手続き期間の短縮が可能となり、結果として実績が順調に伸びているところが、権限移譲の成果と考えています。</p> <p>&lt;経済環境部長答弁&gt; 産業集積誘導エリアは、都市計画マスタープランにて、現在8箇所指定しておりますが、塔野地大畔地区については、具体的な話はまだ入ってきておりません。他の指定区域の状況ですが、塔野地下前田地区では、泰平運送株式会社、シーエルシー株式会社、株式会社フェイスワンの3社が操業しており、新たに株式会社サイキが工場を建設中です。羽黒の馬道地区では、株式会社デンケンが操業しており、成海西地区において、新たに1社が工場建設に向け手続きを行っております。楽田小針地区では、株式会社シマショーが工場を操業中、新たに1社が工場建設に向け手続きを進めております。今後も引き続き、産業集積誘導エリアへの立地が進むよう、立地希望の話があった場合は、産業課にてワンストップで丁寧な対応をしていきたいと考えております。</p>
要旨②	<p>条例指定区域内開発行為等について(法34-11号)</p>
質問	<p>都市計画法第34条第11号では、一定要件を満たし、市の条例で指定する土地の区域内におけるものは、開発等ができるとしています。犬山市は、今年3月に定例議会にて条例議決し、4月1日から施行しました。この時の説明では、富岡駅から1キロメートル以内の区域として、富岡の一部と塔野地の一部を予定しているとのことでした。制度上は、条例に基づき市が指定することとなり、地権者の同意や合意が必要条件には、なっていませんが、地域住民や地権者の合意形成は、指定にあたっての、重要な要素の一つと考えます。そこで、1点目として、住民説明会など、いつ、どのように行い、いつ指定したのかお尋ねします。そして2点目、今後は、その他の鉄道駅周辺区域や下水道処理予定区域についても、指定区域の拡大を図っていく必要があると考えています。この第11号は、市の判断で区域指定ができるものであると理解しています。そこで、今後の方向性や取組、将来に向けての展望など、当局のお考えをお尋ねします。</p>
回答	<p>1点目の、住民説明会などの時期については、説明会を富岡地区と塔野地地区の地区毎に実施しており、富岡地区では、令和3年11月に区会説明、12月に2回の住民説明会、また、塔野地地区では、令和3年10月に区会説明、11月に2回の住民説明会を開催しました。説明会には、富岡地区67名、塔野地地区60名の方にご出席いただきました。また、指定のスケジュール及び制度の概要について、説明会終了後、再度地区の方に回覧にて周知しております。その後、1月に条例案についてのパブリックコメントを経て、4月1日付けで両地区を区域指定しております。指定した2地区は、都市計画マスタープランにおいて、周辺集落等の人口の維持・定着を図る「準地区拠点」として位置付けられている地区の中で、指定要件に最も合致する地区を選定し、指定しました。2点目の今後の方向性などについては、まずは、今回指定した2地区の効果の検証が必要と考えています。その後まちづくりの方針や指定要件と照らし合わせ、具体的な区域や範囲の検討をしつつ地域の機運の醸成も踏まえていくことも必要と考えています。</p>

コメント	答弁ありがとうございました。地域の機運の醸成も必要要件の一つということを理解しました。私の住む前原地区も、計画では下水道処理区域の予定区域となっていますので、こういったことも踏まえつつ、市と一緒に、新しいまちづくりが進展することを願いたいと思います。
要旨③	商業集積ラインについて(法34-2号)
質問	商業集積ラインについては、先の9月定例議会にて、他の議員が一般質問されていますが、これに関連して、お訊きたいと思います。犬山市は、商業集積ラインを、都市計画マスタープランに位置付けています。これは、市として「こうなったらいいな」という思いだけであって、何ら具体的なものではなく、また、都市計画法上、商業施設の立地を直ちに許可できるものではなく、いわば、誘致に向けた、市の戦略的名称と理解しています。あくまでも、商業集積ラインでの施設立地は、従来からの沿道サービスの許可対象路線であるか、既存集落における日常生活に必要な店舗であることが要件となっています。さて、先般の議会一般質問では、特に梅坪付近の商業集積ラインが、中心となって質問があり、商業立地には、市場性が大きく関わってくるといった市長発言もありました。また、公共下水道への接続に関しては、「もともと計画区域外なので、整備は考えていない」といった当局答弁があり、上下水道が整い、市として商業集積ラインに指定しているにも関わらず、活かされないのは、残念なことと思っています。そこで、一般論としてお訊きしますが、当初計画には含まれない区域を、公共下水道処理区域に編入するには、どのような手法や手続きが必要か、お示ください。
回答	汚水処理施設には、下水道、合併浄化槽、集落排水、コミュニティプラント等があり、これらを県策定の全流域汚水適正処理構想により、それぞれの処理区域を決定しています。下水道区域へ編入するための手続きは、まず、県及び流域下水道の関係市町との調整をへて、この全流域汚水適正処理構想による区分を、現在の浄化槽区域から下水道区域に変更することが必要で、集合処理である下水道区域にするには、個別処理である合併浄化槽での整備に比べて、下水道での整備が経済的であることが基本となります。全流域汚水適正処理構想で下水道区域に位置付けられれば次に、県の流域下水道全体計画、市の公共下水道都市計画決定及び全体計画の変更を行うことで、公共下水道の予定処理区域となります。その後、今後5～7年間程度の整備計画として、県の流域下水道及び市の公共下水道の事業計画の変更及び事業認可手続きを行い、整備を行う手順となります。これらの計画変更は、当市のほか、県の計画変更も必要であることから、変更時期の調整など意思疎通を図って進めていかなければならず、3年程度は期間が必要です。
コメント	色々と調整することが必要で、計画変更までに、最低でも3年以上はかかり、その後整備することとなることから、実現までには、かなり時間がかかるようですが、可能性はありそうなので、梅坪地区のように市として推進を図っていくべき区域の編入について、私なりに、研究してみたいと思います。答弁ありがとうございました。
要旨④	観光資源上有効な建築物について(法34-2号)
質問	都市計画法第34条第2号で、「観光資源の有効な利用上必要な建築物」は、建築可能となっています。当市は、国宝犬山城を筆頭として、多くの観光地・観光資源が点在しており、これらの活用をしない「手」は無いと思います。また、先ほど、要旨③で商業集積ラインは、何ら具体的なものではないと申し上げましたが、一方で、犬山市は都市計画法上の許可権限を有した事務処理市であるため、法に規定されている範囲内で、商業集積ラインでの商業施設立地を導く許可基準を定めることは可能です。そうした中、市では、この法第34条第2号に基づき、商業集積ラインを含む、広域的な地域での商業施設立地規制を緩和し、本年4月から、運用されていると思います。そこで、商業集積ラインとの関係を含めて、どのような規制緩和を図ったのか、お尋ねします。
回答	観光資源が数多く存在する当市では、都市計画法第34条第2号の基準の活用を促進するため、権限移譲後に、当市の観光資源の状況を踏まえた運用基準を制定し、平成30年4月1日より運用を開始しました。しかし、制定以降3年が経過しても立地実績が無いことから、多様化する社会情勢や市場ニーズを勘案し、対象区域の再設定や対象用途範囲の明確化などの見直しを行い、令和4年4月1日より運用を開始しております。対象区域の再設定については、これまでの国定公園区域内及びその周囲300メートル以内に加え、市街化区域から1キロメートル以上離れた区域や、観光客の利用が想定される整備済み幹線道路沿道を設定しました。なお、整備済み幹線道路とは、国道41号線、主要地方道、整備済み都市計画道路を指しております。ご質問の中にありました、商業集積ラインは、今回の見直しによりすべて許可対象路線として位置づけたため、既存の制度では商業施設の立地が不可能な場合であっても観光客を対象とした飲食店などの商業施設の立地を可能としました。また、富岡荒井線のような整備済み都市計画道路も許可対象路線としているため、商業集積ラインに加えて、他の市内幹線道路沿線においても、商業施設の立地可能性を広げるよう規制を緩和しました。

コメント	34条2号の緩和により、商業立地の可能性が各段にUPしたものと理解しました。関係者の皆様には、感謝いたします。しかしながら、これは、あくまでも都市計画法上の緩和であります。冒頭に申し上げましたように、農地法、農振法、自然公園法など、様々な開発規制がかかっており、例えば、都市計画法上OKでも、農地法上難しいといったことも生じていると思っています。なので、こうした関係部局に於いても、しっかり議論を重ねて頂くことを期待したいと思います。
要旨⑤	開発等緩和措置の総括について
質問	要旨①から④まで、主に都市計画法に係る本市オリジナルの開発等緩和措置についてお尋ねいただきましたが、最後に、山田市長から、これらを総括しての所感や今後に託したいことなどがあれば、併せてお話し いただきたいと思います。よろしくお祈りします。
回答	基本的には、待ちではなく、攻めの姿勢で臨んでいくこと。やれない理由ではなくて、やれる方法を考えるということです。たとえ部分的であっても門戸を広げることによって、可能性はそこから生まれてくるという意識を強くして臨んできました。特に産業集積誘導の関連では、それなりの成果につながっていると感じていますし、住宅地や商業地の立地区域指定では今年4月からこれを進めていますので、効果はこれからではありますが、運用が柔軟化することによって、次の世代につながる可能性があると思っています。どうしたらこの町が豊かになるのかという物差しでルールを運用し、市長も職員も営業マンという意識を持つべきであり、いろんな関わりを幅広く持ちながら、やれること、やれないことを見極めていくことを今後に託したいと思います。
コメント	市長、ご答弁ありがとうございました。こういった政策は、一朝一夕に実現できるものではないということは、判っていますので、山田市長の思いをしっかりと受け止め、私としても次の政権に申し上げていきたいと思っています。山田市長、この8年間色々とお疲れ様でした。次のステージでのご活躍をご祈念申し上げます。 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。